

令和8年度北九州市景観づくりマスタープラン改定業務委託 仕様書

1 業務名

令和8年度北九州市景観づくりマスタープラン改定業務委託

2 業務目的

本業務は、現在の北九州市景観づくりマスタープランが、令和11年4月に目標年次（10年間）を迎えることから、国や本市の関連計画や社会環境等の変化を踏まえて、改定に向けた課題の抽出や新たな目標の検討などを行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 基礎情報の整理

○景観全般に関する社会環境の把握

・景観に関わる社会環境の変化や関連する政策・法改正など考慮すべき事項等を取りまとめる。

○他自治体の先行事例の調査

・他自治体の基本指針・マスタープラン・景観計画・景観デザイン・ガイドラインなど、参考となる先行事例の収集を取りまとめる。

○北九州市における最新のまちづくり動向の把握

・北九州市全体や市内主要エリアの最新のまちづくり情報や関連計画を踏まえ、本市が重視すべき視点やキーワード、取組内容など、改定に際して考慮すべき事項を取りまとめる。

(2) 市民等や専門家からの意見聴取

○市民等の北九州市の都市景観に対する意識や感想、評価、課題・その他景観に求めるものなどを、市民アンケートや関係者へのヒアリングなどにより収集する。

※市民等：市民、地元団体、民間企業など、暮らしの中で都市景観の影響を受ける人々

※市民アンケートやヒアリングは、対象数・対象属性などを客観的に把握できる内容とし、可能な限り回収率の高い手法を採用すること

○必要に応じて、「(5) 北九州市景観審議会」以外の専門家から、今回の改定の参考となる意見の聴取（ヒアリングなど）を行う。

(3) 現行の基本指針（北九州市景観づくりマスタープラン）の総括

○現状の把握

・第1回改定（平成31年）から現在までの経過及び中間報告（令和5年）を踏まえ、「第5章 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組」（p29～）に記載されている各種取組について、実施状況や成果などを整理する（中間報告以降の各種取組の情報は発注者から提供）。

○課題の抽出

・収集した情報を基に、現行の基本指針（北九州市景観づくりマスタープラン）に関する課題や、北九州市の景観政策やまちづくりに関する課題の抽出を行う。

(4) 新たな理念・目標（案）の設定

○課題解決に向けた新たな理念・目標（案）の設定

・抽出した課題の中から、特に重点的に取り組むべき課題を選択し、解決に向けた新たな理念・目標（案）を設定する。なお、令和9年度に実施予定の「北九州市景観づくりマスタープラン改定（素案）の作成」を見据えて実施すること。

○北九州市新ビジョン（基本構想・基本計画）との整合

・令和6年3月に策定した北九州市新ビジョンの重点戦略である「Ⅱ 彩のあるまちの実現」に向けて、「都市の魅力を高める街並みづくり」や「選ばれる住まい環境づくり」、「人や企業を呼び込む都市の魅力の発信」、「観光資源の磨き上げや発信の推進」に寄与するための景観施策について検討を行う。

(5) 北九州市景観審議会における業務

○以下の審議会開催毎に「会議資料の作成」「会議への出席」「報告書の作成」を行うこと。

なお、会議資料は開催日の一週間前までに作成完了し、建築指導課に提出すること。

①会 議 名：第7回北九州市景観審議会改定検討部会

開催時期：令和8年9月上旬

出席予定：改定検討部会委員・事務局

審議内容：各委員・委託事業者の紹介、業務の進め方・スケジュールの共有
提案内容や業務の進め方について各委員から意見の聴取

②会 議 名：第8回北九州市景観審議会改定検討部会

開催時期：令和9年1月中旬

出席予定：改定検討部会委員・事務局

審議内容：「4 業務内容」により作成した資料について、各委員から意見の聴取

③会 議 名：第22回北九州市景観審議会

開催時期：令和9年2月下旬

出席予定：北九州市景観審議会委員・事務局

審議内容：「4 業務内容」により作成した資料について、各委員から意見の聴取

※委員については「9 参考資料（第9期北九州市景観審議会 委員 一覧）」参照

(6) 打合せ協議

○業務の進捗及び北九州市景観審議会の開催に応じて、適宜発注者と打合せを行い、協議の内容を記録した打合せ記録簿を作成する。なお、中間打合せは3回以上実施する。

5 成果品

○業務完了報告書（紙：A4 1枚）

○4（1）～（6）をまとめたもの（紙：1部 / データ入り DVD：Microsoft Word 形式 + PDF 形式）

○その他、上記の作成にあたり収集した調査データ・写真等（データ入り DVD：jpeg 形式など）

6 納品先

○北九州市 都市戦略局 指導部 建築指導課

（北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎13階）

7 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 本業務により作成した成果品の著作権、著作権は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく、公表、貸与、使用してはならない。また、写真・イラストなど他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしてはならない。転載等を行う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取らなくてはならない。
- (2) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、発注者に書面により事前に申請し、承認を得なければならない。
- (3) 発注者が提供する情報・資料等について、許可なく第三者に流布してはならない。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

8 参考資料

○北九州市景観づくりマスタープラン（平成31年4月改定）

北九州市景観づくりマスタープランの進捗状況について（中間報告）（令和5年7月24日公表）

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/30100073.html>

○北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）（令和6年3月策定）

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/28500266.html>

9 参考（第9期北九州市景観審議会 委員 一覧）

氏名	所属	備考
佐久間 治	九州工業大学シニアアカデミー 北九州市立大学 国際環境工学部 建築デザイン学科 非常勤講師	北九州市景観審議会 会長 改定検討部会 委員
井上 龍子	八幡駅前開発株式会社 代表取締役社長	北九州市景観審議会 副会長 改定検討部会 委員
三笠 友洋	西日本工業大学 デザイン学部 建築学科 教授	改定検討部会 部会長
壹岐尾 恵美	(株)C o c o o n 代表取締役	改定検討部会 委員
伊東 啓太郎	国立大学法人 九州工業大学大学院 工学府 建設社会工学系 教授	
大下 亜耶	一般社団法人 北九州青年会議所 監事	
大森 今日子	写真家	
奥村 祥子	保育園園長	
柴田 加奈子	福岡県ヘリテージマネージャー	
杣 剛	北九州商工会議所 建設・木材部会 青年部座長	
田中 康子	北九州建築設計監理協会	改定検討部会 委員
中原 知美	エクステリアデザイナー	改定検討部会 委員
福島 規子	九州国際大学 現代ビジネス学部 地域経済学科 教授	改定検討部会 委員
松田 麻友美	弁護士	
横山 麻季子	北九州市立大学 法学部 政策科学科 准教授	